

官報

大藏省印刷局発行

昭和五十年四月二十一日付官報第一四八二八号(官報)の印刷局(大藏省印刷局)より印刷されたものである。

官令

○農林省令第二十七号

船舶防疫法(昭和二十六年法律第四十一号)第七十一条第一号の規定に基づき、船舶防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十一年六月十二日

農林大臣 安部信太郎

船舶防疫法施行規則の一部を改正する省令
船舶防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

別表一の一の船の種類の欄中、「西インド諸島」の下に「オーストラリア」を挿入し、(2)を挿入、同表の二の項の船舶の種類中、「パイプ」であつて農林大臣が定める基準に適合しているもの」の下に「及び台所から廃棄され、他の用途を目的しないで輸入されるソーラーパイプであつて農林大臣が定める基準に適合しているもの」及び「マリンゲラであつて、農林大臣が定める基準に適合しているもの」の下に「並びに台湾から廃棄され、他の用途を目的しないで輸入されるアイヴァイン種及びハーディン種のマンブナであつて農林大臣が定める基準に適合しているもの」を加ふる。

附 則

この省令は、昭和五十一年六月十六日から施行する。